

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

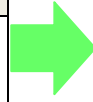
## ■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成 26・27 年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

### ● 均等割

(被保険者が等しく負担)

平成 24・25 年度 (年間)
47,709 円

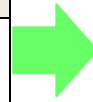


平成 26・27 年度 (年間) 51,472 円 (3,763 円)
----------------------------------------

### ● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成 24・25 年度
10.61%

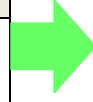


平成 26・27 年度 10.52% (0.09 ポイント減)
------------------------------------

### ● 賦課限度額

(1 年間の保険料の上限額)

平成 24・25 年度
55 万円



平成 26・27 年度 57 万円 (2 万円増)
------------------------------

## ■ 均等割 2 割・5 割軽減の範囲が拡大しました

平成 25 年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません
2 割軽減	33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)



平成 26 年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯の被保険者数) ※単身世帯の方も該当になります
2 割軽減	33 万円 + (45 万円 × 世帯の被保険者数)

## ◆ 保険料の計算方法 (平成 26 年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1 人当たりの額】 51,472 円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 25 年中の所得 - 33 万円) × 10.52%	=	<b>1 年間の保険料</b> (100 円未満 切り捨て)
--------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成 26 年度の保険料額は、7 月に個別にお知らせします。

## ■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

### ① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成 26 年度	前年度比
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減	5,147 円	約 400 円 増
33 万円	8.5 割軽減	7,720 円	約 600 円 増
33 万円+(24 万 5 千円×世帯の被保険者数)	5 割軽減	25,736 円	約 1,900 円 増
33 万円+(45 万円×世帯の被保険者数)	2 割軽減	41,177 円	約 3,000 円 増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

### ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減になります。

## ■ 年間保険料額の例

●単身世帯の場合

●夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、  
妻の年金収入が 80 万円以下の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成 26 年度	前年度比	夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 26 年度	前年度比
80 万円	9 割	—	5,100 円	400 円増	80 万円	夫	9 割	—	5,100 円	400 円増
					妻	9 割	—	5,100 円	400 円増	
153 万円	8.5 割	—	7,700 円	600 円増	153 万円	夫	8.5 割	—	7,700 円	600 円増
					妻	8.5 割	—	7,700 円	600 円増	
168 万円	8.5 割	5 割	15,600 円	500 円増	168 万円	夫	8.5 割	5 割	15,600 円	500 円増
					妻	8.5 割	—	7,700 円	600 円増	
192.5 万円	5 割	5 割	46,500 円	12,600 円減	211 万円	夫	5 割	5 割	56,200 円	12,700 円減
					妻	5 割	—	25,700 円	12,400 円減	
203 万円	2 割	5 割	67,400 円	2,800 円増	217 万円	夫	5 割	—	93,000 円	13,000 円減
					妻	5 割	—	25,700 円	12,400 円減	
211 万円	2 割	5 割	71,600 円	6,800 円減	238 万円	夫	2 割	—	130,500 円	2,200 円増
					妻	2 割	—	41,100 円	3,000 円増	
213 万円	2 割	—	104,200 円	7,100 円減	258 万円	夫	2 割	—	151,600 円	7,500 円減
					妻	2 割	—	41,100 円	6,600 円減	
214 万円	—	—	115,600 円	3,200 円増	259 万円	夫	—	—	162,900 円	2,800 円増
					妻	—	—	51,400 円	3,700 円増	

### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階

電話 011-290-5601

剣淵町役場 住民課 戸籍年金医療グループ 電話 34-2121